

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月4日

香川県知事 池田 豊人

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務名

香川県高松地区庁舎等1自家用電気工作物保安管理業務

### (2) 業務の内容

仕様書による

### (3) 業務の実施場所

仕様書による

### (4) 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### (5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

## 2 契約書作成の要否

要

## 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

### 【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに 令和8年3月18日（水）午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「香川県高松地区庁舎等1自家用電気工作物保安管理業務」とすること。

## 4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年3月4日（水）から令和8年3月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部財産経営課 総務・施設管理グループ（香川県庁本館10階）

電話番号 087-832-3075 FAX 087-806-0213

なお、かがわ電子入札システムにおいても閲覧に供する。

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、令和8年3月10日（火）午後5時までに4に示した場所等に対し文書で行うこと。文書はFAXでの送付も可とする。問い合わせ文書には、会社名、担当者名、担当者所属部署名、電話連絡先及び送付先会社事務所の住所（担当者の個人住所などは不可）を明記すること。

回答は、令和8年3月12日（木）から令和8年3月18日（水）までの間（休日を除く午前9時から午後5時まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

## 6 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時  
令和8年3月18日(水)午後5時
- (2) 開札の日時  
令和8年3月19日(木)午前10時
- (3) 開札の場所  
香川県総務部財産経営課
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- (5) 再入札  
開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

- 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否  
否とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

- 規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月13日(金)午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を香川県総務部財産経営課に提出すること。  
審査の結果は、令和8年3月17日(火)までに通知する。

## 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (5) 電子入札システムに対応できること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 県内に本社、本店があること。
- (8) 緊急時に早急に対応するため、高松市内に営業所があること。  
競争入札参加資格者名簿の掲載住所が高松市外の場合、高松市内に営業所等を有することが証明できる書類を提出すること。
- (9) 営業所に24時間365日従業員が常駐等し、複数施設において県担当者からの緊急時依頼等への対応が1時間以内に可能であるなど、適切かつ迅速に受託業務を履行しうる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (10) 県、国の行政機関又は地方公共団体の自家用電気工作物保安管理業務の受託実績が過去5年間で通算2年以上あり、受託期間中、適正に業務を遂行していること。

## 10 入札者に要求される事項

- (1) 競争入札参加者は、電子入札システムに登録の上、システム上にて入札参加資格確認申請を行うこと。

- (2) 名簿への掲載状況、提出された書類等を確認、審査した結果、当該業務を適切かつ確実に遂行することができると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
  - (3) 入札参加資格が認められ、入札を行った後に、提出された資料の内容が真実ではないと判明した場合には、下記11のとおり、入札参加資格のない者のした入札として、入札は無効とする。
  - (4) 参加資格の有無の判断結果については、電子入札システム上で通知する。
  - (5) 入札参加者は、(1)の入札参加資格確認申請の添付書類として、次の書類を提出期間内に上記4の問い合わせ先に、郵送又は持参にて提出しなければならない。  
確認申請時に、説明書類や役員一覧の電子ファイルを添付しても書類を提出したことにはならず、審査の対象とはならないため注意すること。
- ① 入札参加資格確認資料
    - 会社情報（会社所在地（本社又は本店）、商号又は名称、代表者名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先、令和5年4月1日以降における行政指導等処分の有無（業務関係法令、労働関係法令、入札・契約関係など））
    - 業務責任者（氏名、経験年数、担当した建物とその従事年数、取得資格（関連資格））
    - 組織体制（本業務に対応する事務所（本支店、営業所等）の体制（常駐従業員の人数、臨時の対応が可能な者の人数））
    - 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申立て、誓約する書面）
    - 業務受託実績（対象建物、対象面積、受託期間、契約担当部署の名称及び連絡先）及び当該実績に係る契約書の写し
    - 法人の商業登記簿謄本（発行から3ヶ月以内のもの）
  - ② 入札参加資格確認申請期間（電子申請 及び 書類提出）  
令和8年3月4日（水）から令和8年3月13日（金）午後5時まで（必着）  
※ただし、持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで。  
（閉庁日である休日は受付できない。）
  - ③ 提出書類の確認  
県が書類を受理するには必要書類が付属しているかどうかのみを確認するため、記載の不備がないかなども含めた参加資格の有無の審査については別途内容を精査して判断することになり、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したことにはならないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は電子入札システムにより通知するものとする。  
なお、提出された書類は返却しない。また、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
  - ④ 入札参加資格確認通知  
電子入札システムにより、令和8年3月17日（火）までに通知する。
- (6) 確認申請の対象となるのは、(1)の電子入札システムにより確認申請を行っており、かつ、(5)の提出書類を別途郵送もしくは持参している者のみであること。
  - (7) 提出時もしくは提出後に当該書類に関し県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

## 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

## 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

#### 14 契約締結の期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

#### 15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。
- (3) 入札説明会は実施しない。
- (4) 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。
- (5) 落札決定者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力すること。
- (6) 本件入札は、令和8年4月1日以降に当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。